

令和5年度町内認定こども園（保育部分）の入園申込受付が始まります

令和5年4月1日から町内の保育施設へ新規入園、または、継続入園を希望される方は、10月28日（金）から11月30日（水）までの期間に健康福祉課へお申し込みください。

保育施設へ入園できる児童は、保護者のいずれもが次の①～⑦の基準に該当することにより、当該児童を保育できないと認められる場合で、かつ、同一住所の親族等が当該児童を保育できないと認められる場合です。

○基準

- ① 昼間に居宅外で月64時間以上の労働をしている
 - ② 昼間に居宅内で児童と離れて月64時間以上の労働をしている
 - ③ 母親が妊娠中、または、産後間もない
 - ④ けがや病気、または、心身に障害がある
 - ⑤ 長期にわたり、病気や心身に障害のある同居の親族を常時介護している
 - ⑥ 求職活動をしている
 - ⑦ 災害の復旧にあたっている
- 書類配布開始日
10月28日（金）
健康福祉課⑥番窓口にて配布
- 提出書類
◆支給認定（現況）申請書兼保育施設利用申込書

◆勤務（内定）証明書または、自営業等就労申立書（自営業・農業もしくは親族等が営んでいる事業所に勤務している方は、民生委員の証明が必要です。）

※児童の両親の分と、同一住所の祖父母（65歳未満の方）の分が必要となります。

◆家庭状況調査票

◆入所児童調査票

◆健診等確認票

◆入所申込みについての確認事項

◆同意事項及び誓約事項

◆その他事由によって必要となる書類

○お申し込み期間

10月28日（金）～11月30日（水）
健康福祉課⑥番窓口にて受付（土、日、祝祭日を除く）

※11月19日（土）は、午前9時～午後5時まで休日受付を行います。

※町外の保育施設への入園を希望される場合、保育施設の所在地によって申込期日が異なりますので、事前に健康福祉課へお問い合わせください。

※入所決定は、先着順ではありません。

※お申し込みをされても、次の場合は入園が認められないことがあります。

・定員等を超えた場合

・未提出書類がある場合
・保育施設へ入園する基準に該当しない場合

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)00006（直通）

保育施設名	認定こども園 五霞幼稚園・保育園	川妻認定こども園 おひさま
所在地	元栗橋1589	川妻 496-2
電話番号	☎(84)2355	☎(84)1254
利用定員 (保育部分)	100名	60名
受入年齢	生後6か月～小学校就学前	
開園時間	午前7時30分～午後7時	午前7時～午後7時

後期高齢者医療保険に加入のみなさんへ

＜10月1日から使える

新しい保険証を送付します＞

10月1日から後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方みなさんに新しい被保険者証が交付されます。

また、一定以上所得がある方の窓口での医療費負担割合が2割に変わることから、今回、窓口負担割合が「2割」と記載された被保険者証が交付された方は、10月1日から窓口負担割合が2割となります。

なお、お手元に届かない場合は、町民税務課までお問い合わせください。

現在お使いの保険証は、10月1日以降に破棄又は返却してください。

○被保険者証に関するお問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84)1965（直通）

○制度改正の見直しの背景等に関するお問い合わせ

厚生労働省コールセンター
☎0120(002)719

令和4年9月30日まで

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者	1割



令和4年10月1日から

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者	1割

被保険者全体の約20%